

平成31年度浜頓別町水質検査計画

1. 水質検査の基本方針

浜頓別町は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

なお、水質検査について、検査項目・採水の場所・検査の回数等については、以下の方針で行います。

2. 浜頓別町簡易水道事業の概要

(1) 水道事業体名	浜頓別町簡易水道事業
(2) 計画給水人口	4,910人
(3) 1日平均浄水量	4,387m ³ (平成30年度実績)
(4) 主な水源の名称	ウソタンナイ川水源
(5) 水源種別	河川表流水
(6) 主な浄水場の名称	宇曾丹浄水場
(7) 浄水処理方法	活性炭吸着・薬品沈澱・急速ろ過一中・後塩素

3. 原水及び浄水の水質状況

水源は国有林の中を流れる河川であり、取水箇所は人為的に汚染されるおそれのある工場・農地（農家）・民家等は一切なく、現在までの水質は概ね良好な状態です。

浄水についても、これまでの検査結果によると、水質基準を十分満たしていることから、安全で良質な水であるといえます。

- ・原水の水質状況（表1）
- ・浄水の水質状況（表2）

4. 採水場所

（原水）

枝幸郡浜頓別町字宇曾丹（浄水場水質検査室より採水）

（浄水）

枝幸郡浜頓別町内（末端給水栓より採水）

5. 水質検査項目と検査頻度

水道法で定められた水質基準項目について別紙シートG（浄水・原水）に基づき検査を実施するとともに、検査頻度の検討結果の有無に関らず、年1回全項目検査を実施することとします。

6. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水源の水質が著しく悪化したとき・水源に異常があったとき・浄水処理工程に異常があったとき等、特に必要があると認められるときに行います。

7. 水質検査の方法及び水質検査の委託

水質基準項目の検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定めた方法」により行います。それ以外の検査方法は、上水試験方法等によって行います。

なお、水質検査の委託先は、すべての水質検査について水道法第 20 条第 3 項により登録を受けた検査機関とします。

委託の内容については下記のとおり

- ・ 検査項目及び頻度
シート G（原水・浄水）に基づく項目（毎日検査を除く）及び頻度で実施します。
- ・ 採水・運搬方法
検査試料については浜頓別町が採水し、運搬については水質検査機関が行います。（検査は試料を採水してから 12 時間以内に実施します。）
- ・ 臨時の水質検査
必要に応じて実施します。
- ・ 水質検査結果の評価
水質検査結果については、水質基準を超過していないか確認し過去のデータと比較を行い異常が認められた場合は原因を究明し対策を早急 to 実施します。
- ・ 水質検査結果の精度
水質検査業務受託者による内部・外部精度管理について実施状況を確認します。

8. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、浜頓別町建設課窓口で公表します。

9. 水質検査計画の見直しについて

水質検査計画について、過去の水質検査結果の最大値と水質基準を比較し検査項目や検査頻度の見直しを行います。法令改正により検査項目が追加された場合等も見直しを行います。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意し、原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保しています。

11. 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくために、河川管理者・本町関係部局・稚内保健所及び宗谷管内の水道事業体（宗谷管内上下水道連絡協議会・南宗谷地区水道事業者）と連絡調整を行い、水質保全及び水質管理に万全を期しています。

この水質検査計画についてのお問い合わせ先

浜頓別町建設課上下水道係まで

電話 01634(2)2358

FAX 01364(2)3788